

別表十七の二（二）の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の89の2（第4項を除きます。）《連結法人の関連者等に係る支払利子等の損金不算入》又は第68条の89の3《連結超過利子等の損金算入》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「連結法人名」に記載してください。

- 2 「支払利子等の額3」は、各連結法人の支払利子等（措置法第68条の89の2第2項に規定する支払利子等をいいます。以下同じ。）の額から当該連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人に対する支払利子等の額を控除した金額の合計額を記載します。

- 3 「連結所得金額仮計⁹（別表四の二「30の①」）」は、法第81条の4《受取配当等》（配当等の額（同条第1項に規定する配当等の額をいいます。以下同じ。）の計算期間を通じて当該連結法人との間に連結完全支配関係があった他の内国法人から受ける配当等の額に適用される場合を除きます。）及び措置法第68条の89第1項《連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例》の規定を適用しないで計算した場合の別表四の二の「30の①」の金額を記載します。

- 4 「物損等の事実が生じた場合の資産の評価損の損金算入額11」は、各連結法人が法第81条の3第1項《個別益金額又は個別損金額》（法第33条第2項《資産の評価損の損金不算入等》の規定により法第81条の3第1項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合に限り）の規定の適用を受ける場合（令第68条第1項各号《資産の評価損の計上ができる事実》に掲げる資産につき当該各号に定める事実が生じたものに適用される場合に限り）において、法第81条の3第1項の規定により損金の額に算入される金額の合計額を記載します。

- 5 「減価償却資産に係る償却費の額13」及び「貸倒れによる損失の額14」は、当期の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入される金額を記載します。

- 6 「特定子法人の課税対象金額等17」は、次により記載します。

- (1) 外国関係会社（措置法第68条の90第2項第1号《連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例》に規定する外国関係会社をいいます。以下同じ。）又は特定外国子会社等（平成29年改正前の措置法（以下「平成29年旧措置法」といいます。）第68条の90第1項《連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例》に規定する特定外国子会社等をいいます。以下同じ。）である特定子法人（措置法令第39条の113の2第18項第2号《連結法人の関連者等に係る支払利子等の損金不算入》に規定する特定子法人をいいます。以下同じ。）の特定子法人事業年度（同条第21項に規定する特定子法人事業年度をいいます。以下同じ。）の期間（同条

第18項第2号に規定する期間をいいます。以下同じ。）内に、当該連結法人が当該外国関係会社又は特定外国子会社等に対して支払った関連者支払利子等の額（措置法第68条の89の2第2項に規定する関連者支払利子等の額をいいます。以下同じ。）がある場合には、当該連結法人の当期に係る当該外国関係会社又は特定外国子会社等の当該特定子法人事業年度に係る措置法第68条の90第1項に規定する個別課税対象金額、同条第6項に規定する個別部分課税対象金額若しくは同条第8項に規定する個別金融子会社等部分課税対象金額又は平成29年旧措置法第68条の90第1項に規定する個別課税対象金額若しくは同条第4項に規定する個別部分課税対象金額を記載します。

- (2) 外国関係法人（措置法第68条の93の2第1項《特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例》に規定する外国関係法人をいいます。以下同じ。）又は特定外国法人（平成29年旧措置法第68条の93の2第1項《特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例》に規定する特定外国法人をいいます。以下同じ。）である特定子法人の特定子法人事業年度の期間内に、当該連結法人が当該外国関係法人又は特定外国法人に対して支払った関連者支払利子等の額がある場合には、当該連結法人の当期に係る当該外国関係法人又は特定外国法人の当該特定子法人事業年度に係る措置法第68条の93の2第1項に規定する個別課税対象金額、同条第6項に規定する個別部分課税対象金額若しくは同条第8項に規定する個別金融関係法人部分課税対象金額又は平成29年旧措置法第68条の93の2第1項に規定する個別課税対象金額若しくは同条第4項に規定する個別部分課税対象金額を記載します。

- 7 各連結法人が適格合併に該当しない合併により当該連結法人との間に完全支配関係がある他の内国法人に対して移転した法第61条の13第1項《完全支配関係がある法人の間の取引の損益》に規定する譲渡損益調整資産に係る同項に規定する譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額について、法第81条の3第1項（法第61条の13第1項の規定により法第81条の3第1項に規定する個別損金額又は個別益金額を計算する場合に限り）の規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合には、「非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額20」は、当該損金の額又は益金の額に算入される金額を減算し、又は加算した金額の合計額を記載します。

- 8 「損金不算入額²⁹（((26)－(28))又は(25)）」は、措置法第68

条の89の2第7項の規定の適用を受ける場合には、「((26)－(28))又は」を消します。